

# 令和3年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による

2. 日 時 令和3年4月12日 午後1時30分

3. 場 所 学習センターホール

4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第2号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定  
について（諮問）

議案第4号 甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 山内 亮一  | 2 番 長野 和代  | 3 番 中村 幸信  |
| 4 番 松本 茂   | 5 番 平井 豪   | 6 番 奥名 政成  |
| 7 番 清住 昇   | 8 番 佐藤 礼治  | 9 番 福永 浩紀  |
| 10 番 岡本 篤幸 | 11 番 五嶋 靖  | 12 番 中村 峯子 |
| 13 番 島津 和徳 | 14 番 本田 廣正 |            |

農地利用最適化推進委員

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 西村 孝生 | 田上 安幸 | 河嶋 隆雄 |
| 本田 忠文 | 志垣 保博 | 坂本 導成 |
| 緒方 寛二 |       |       |

7. 欠席委員

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 井上 良治 | 伊佐 浩二 | 坂本 秀孝 |
| 上村 敦之 |       |       |

8. 議事録署名人

8 番 佐藤 礼治

9 番 福永 浩紀

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

## 会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

- 事務局長 はい。皆様、こんにちは。
- ただいまから総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。会長から御挨拶をお願いいたします。
- 会 長 会長挨拶
- 事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。
- 会 長 はい。それでは早速、議事録の指名をいたします。本日は8番委員のですね、佐藤礼治委員と、それから9番委員の福永浩紀委員をお願いをいたします。
- 事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。
- 会 長 はい。それでは早速、議案審議に入ります。議案第1号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。それでは、説明をお願いします。
- 事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。
- 議案第1号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年4月12日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。
- 会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。2ページをお願いいたします。番号1番について、1番委員の山内委員から説明をお願いします。
- 1 番 はい。1番委員の山内です。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 はい、それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスク

リーンで説明します。全部で15筆と多いので、簡単に説明いたします。まず、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらに乙女小学校がございます。こちらが田口の畑2筆、こちらは津志田の田4筆になります。あとは津志田に畑が9筆点在しております。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、1番委員の山内委員から農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

1 番 はい。1番委員の山内です。今回の申請は、相手方が新規就農のため、叔父である申請人の農地を無償で譲り受ける案件です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機等を所有しています。また、米、大豆、麦を中心に野菜の作付を計画されており、農地を効率的に利用することに問題ないと思われれます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われれます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,558平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われれます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

6 番 はい。6番委員の奥名です。先月の3月26日に会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字津志田にある畑9筆と田4筆、大字田口にある畑2筆です。申請地には、米等の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。以上です。

会 長 はい。ただいま6番委員の奥名委員から現地調査の報告。また、1番委員の山内委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か意見ございませんか。それでは、意見がないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

（挙手の確認）

はい、全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、4 ページをお願いします。議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請書審議についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請書審議について。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和 3 年 4 月 12 日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、5 ページをお願いします。議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請書審議調書の番号 1 について審議したいと思います。それでは、4 番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4 番委員の松本です。それでは、番号 1 番について説明いたします。  
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)  
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、地図につきましては、6 ページに添付しております。前のスクリーンのほうで御説明させていただきたいと思います。前を御覧ください。真ん中、右下、安津橋を渡りまして、県道の今吉野甲佐線を船津集落のほうにずっとのぼっていきます。この交差点を右に行くと乙女小学校になりますが、そのまま、この町道津志田山口線を山口集落のほうにまいて、約、この交差点から 400 メーターほどにある畑でございます。以上、説明を終わります。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、4 番委員の松本委員から説明をお願いします。

4 番 はい。4 番委員の松本です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人であるアフタープラス 2 株式会社が賃貸人の農地に地上権を設定し、太陽光発電施設の整備を行うため転用申請をするものです。転用申請にかかる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えてるとはいえません。そのため、農地法第 4 条第 6 項の第 1 号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書を添付されており、事業の実現性については問題がないと思われます。

④については、造成計画もなく申請地を整地するだけの整備のため、隣接する農地

に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行っていますので、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

7 番 はい。7番委員の清住です。先月、3月26日に岡本会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字船津字八瀬尾にある農地1筆で、農地の状況としては、中山間地などに存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地に該当します。また、今回の転用申請では造成計画はなく、申請地を押し均し、砂利を敷く程度の整備であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、7番委員の清住委員から現地調査の報告。また、4番委員の松本委員から、転用申請にかかる可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

14 番 よろしいですか。

会 長 はい。14番

14 番 確か、栗畑だったと思うんですけど。

会 長 はい、そうです。

14 番 栗、栗が植わつとればできないと思うんですけどね、これ、業者が栗畑を全部開墾するんですか。

会 長 事務局、何かそこらへん。

事務局 はい。私が聞いたところによりますと、その所有者の方が、本人さんが切ること、私はお聞きしております。以上です。

14 番 根っこも、根っこまで掘るんですよ。いろいろ、またすぐ芽出てくるですもんね。

会 長 もう実際。

7 番 もう切ってある。

会 長 切ってある。いくつかは、何本か切ってある。

14 番 あれから行ってないから分からないんだけど。

会 長 ほかに何か、発言はありませんか。

はい。それでは、そのほかには発言ないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会と

しましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは7ページをお願いいたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年4月12日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の8ページをお願いいたします。甲農第2672号、令和3年3月26日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次の9ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第1回です。まずは、農地利用集積計画の総括表で御説明いたします。賃借権の再設定については、6年の田が6筆の8,597平米のみとなります。賃借権の新規については、3年の田が1筆の1,736平米、5年の田が16筆の12,253平米、5年の畑が6筆の5,913平米、賃借権の新規の計は田が17筆の13,989平米、畑が6筆の5,913平米、賃借権の小計は、田が23筆の22,586平米、畑が6筆の5,913平米となります。使用賃借権については、再設定はなく、新規の10年の畑が2筆の1,432平米のみとなります。このため、今回の利用権設定の合計は、田が23筆の22,586平米、畑が8筆の7,345平米となります。その他、所有権移転については、田が3筆の4,026平米となります。委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明します。以上です。

会 長 はい。それでは10ページをお願いします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。番号1番と2番は譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。坂本さんは今日は欠席でございますので、関係ありませんので、一緒に審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請土地の位置を説明いたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが田口橋です。こちらが県道御船甲佐線。こちらに森川健康堂さんがございます。今回の申請地は、森川健康堂から南西に約830メートル、田口字大原に2筆ございます。続きまして、相手方の情報について説明します。相手方は、田口集落で認定新規就農者として農業を頑張っておられ、

主に野菜を栽培されています。申請地にはカボチャの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局から番号１、２番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見はございませんか。それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号１、２番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号３について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは国道443号線です。こちらが安津橋です。こちらに甲佐中学校がございます。申請地は甲佐中学校から南西に約560メートル、有安字前田にあります。次に、相手方の状況について説明します。番号３の相手方は認定農業者で、集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に牛の繁殖をされています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号３について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何かございませんか。質問もないようでございます。それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号３については原案のとおり決定いたします。

続きまして、番号４から番号７番については、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。いずれも熊本県農業公社を通じての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。番号４番、５番の申請人は同一ですが、４番が申請人名義の農地、５番が申請人の亡くなられたお父様名義の農地となります。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、15ページと16ページに添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。筆が多いので簡単に説明いたします。まず15ページについて。こちらは国道443号線、こちらは県道宇土甲佐線です。番号4番の申請地はこちらの3筆です。番号5番の申請地はこちらの1筆です。残りは全部、番号6番の申請地になります。次に16ページに移ります。こちらは国道443号線、すみません、ちょっと間違えました。こちらは国道443号線で、こちらが県道宇土甲佐線、こちらに糸田集落がございます。番号7番の申請地はこちらの3筆になります。残りはすべて番号6番の申請地になります。場所の説明は以上で終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から。あ、ごめんなさい。失礼。

事務局 続きまして、相手方の状況について説明いたします。番号4番から7番の相手方は、農事組合法人で地域の担い手として農業を頑張っています。主に米・麦・大豆を作付されています。今回の申請地には、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。失礼をいたしました。ただいま、事務局から番号4から7番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問ございませんか。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号4番から7番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8番から10番も、相手方が同一なので一緒に審議をいたします。いずれも、熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。17ページと18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、17ページについて説明します。こちらが県道御船甲佐線、こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに乙女小学校がございます。申請地は県道御船甲佐線と県道今吉野甲佐線の交差点から北に約130メートル、田口の中山原に1筆と、同じく交差点から北西に670メートル、田口の八反に1筆ございます。次に18ページをお願いします。こちらが県道小川嘉島線です。こちらが九州自動車道、地図には写っていませんが、こちらの欠けているところあたりに緑川パーキングエリアがございます。申請地は緑川パーキングエリアから南に約460メートルから640メートル、府領に4筆あります。続きまして、相手方の状況に

について説明します。番号8番から10番の相手方は、御船町で認定農業者として農業を頑張っておられ、甲佐町でも積極的に農地を借り受け耕作されています。主に野菜を作付されています。今回の申請地にはキャベツの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。説明は以上です。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号8から10番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。はい、佐藤委員、どうぞ。

8 番 細かこっで恐縮ですばってんが、これはお互い納得されとるけんがよかろうと思ひますけれども、単価のところが560円で何かえらい中途半端な単価ばしてあつとですよ。ほかんと比べると、これだけ、そのはしたで、何か理由があるとですか。

会 長 事務局、何か、その、はい。

事務局 今回の質問ですけれども、10アールあたり10,560円、で、この総計を考えてみますと947平米ということで、1筆に1万円ということになるかと思ひます。

8 番 1筆1万円てことは、右は面積が違うとは、こら反あたり1万円なら1万円で面積に依じて単価、金額出してあるっじゃなかですか。そつが。

事務局 単価んほうから算出してあるみたい。

8 番 うん、多分、反対でしてあつとは思ふばってん、何かですね、適当に決めとるごた感じ、印象を受くるもんだけんが。

1 番 もらわすほうが1万円て言わした。

事務局 そうです。だいたい、だいたいその反あたりで1万円とかで契約されますけれども、たまにやっぱりその、1筆あたりで契約されるところもあります。

会 長 佐藤委員よろしいですか。はい。そのほかに、何かございませんか。はい。ほかには質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号8番から10番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買になります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらは九州自動車道です。こちらに緑川パーキングエリアがあります。こちらが県道小川嘉島線です。申請地は緑川パーキン

グエリアから東に約470メートル、府領の下川原にあります。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号11番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見ございませんか。それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。番号11番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。この案件も、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買になります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらは田口橋、こちらは県道御船甲佐線です。こちらが県道宇土甲佐線です。こちらに森川健康堂がございます。申請地は県道御船甲佐線と県道宇土甲佐線の交差点から西に約330メートルのところに1筆、同じく西に800メートルのところに1筆あります。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号12番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か質問ないでしょうか。質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。番号12番については原案のとおり承認いたします。

はい。21ページをお願いします。議案第4号、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。議案第4号、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について。甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）を別表のとおり作成したので、意見を求めるものでございます。令和3年4月12日提出。甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、22ページをお願いします。令和3年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、22ページをお願いします。それでは、令和3年度の甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明させていただきます。まず、左から業務名。まず、一般事務として定例会を毎月、原則10日に3月まで、4月から3月まで

行います。それと農地法関係ということで3条・4条・5条・あっせん・調停・紛争とか通年受付を行います。それと、農家基本台帳整理も合わせて通年行います。今後予定される活動としましては、農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会で説明・審議となります。また、最適化推進委員さんにつきましては、自分の担当地域における活動報告や意見等が述べることもできますようになります。と、事務局としては、農地関係書類等の受付、農地相談窓口と農家台帳の整理などを随時行って行きたいと思います。と、また業務に戻りまして、その下、農地等の利用の最適化の推進とあります。こちらにつきましては、まず4月から非農地化等の検討を行ったり、8月ですね、農地の利用状況調査を行ったのちに、農地の利用意向調査。と、また非農地化の検討ということで、これは皆さん毎年行っておられる利用状況調査と意向調査になります。これは農業委員さん、最適化推進委員さんも同じ内容となります。で、その下が農地パトロールということで、遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロール、違反転用等ですね、パトロールとなります。で、利用意向調査等をしながら12月にはですね、違反転用農地のパトロールを行いたいと思っています。こちらについても、農業委員さん、最適化推進委員さんの活動としましては、日々のパトロール等を実施していただき、そういうことがあったら事務局のほうに御相談していただくようお願いいたします。と、あとその下に研修等とございます。年間だいたいこうありますけども、全国大会とかですね、何かいろいろ、研修会、最適化推進大会とかありますけども、一応、この中で9月にですね、この町の農業委員会の先進地見学研修を一応計画しております。予算等もっておりますけども、ちょっとコロナの状況次第で、またありますので、随時そこは各会長と話し合ってますね、決めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。と、その下が農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定ということで、これも利用権設定の、その申請・受付・審議を行うこととなっております。あと農業者年金ですけども、5月に現況届と提出がありまして、年間通じてですけども、年金の相談、加入の推進を図っていきたくと思っています。農業委員さん、最適化推進委員さんにおかれましては、できるだけ加入をお願いする、していただくなと思っています。と、あとその下が人農地プランですけども、こちらが農政課の経営係のほう为主体となって人農地プランの会議がされます。去年はちょっと年度末に多くされてましたけども、今年度はちょっと時期は未定ですけども、それに農業委員さん、最適化推進委員さんということで参加していただくなと思っています。と、参加されて農地等の利用最適化等にですね、努めていただきたいと思います。あとは、その下、一番下3つが農地管理対策部会、農政対策部会、営農対策部会ということで、農地管理対策部会につきましては非農地化とかの判断をお願いしたいと思いますし、営農対策部会におかれましては、これも標準賃金等を決めるような活動を

すね、していただきたいと思います。こちらにつきましては、もうそれぞれ部会等の通知はですね、事務局のほうで出しますので、その度、ご参加をお願いしたいと思います。簡単ではございますが、令和3年度の甲佐町農業委員会業務スケジュールの説明を終わらせていただきます。

会 長 はい。ありがとうございました。ただいま、事務局から令和3年度の甲佐町の農業委員会業務スケジュール（案）について説明がありました。これについて何か、皆さん御質問はございませんか。

昨年、それから一昨年のベース活動をですね、ベース等に今年もだいたい計画をされておると思います。3年間のうちに1回も研修旅行をしておりませんので、今年はできたら行きたいなと思っておりますが、まだまだですね、コロナのほうが皆さん御存知のような関係でですね、行動を起こせばすぐ、宴会等すぐ問題になるような時世でありますので、そこは慎重にですね、そこら付近は検討していきたいと思えます。

何か御意見ございませんか。何かありましたらですね、あと事務局のほうにも結構ですので、電話でも、何でもいいですから事務局のほうに言っていただければと思います。

それでは、意見ないようでございますので、ちょっと私、総括的に申し上げたいと思います。私たち農業委員やですね、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づきまして、町長からの任命やですね、農業委員会からの委嘱を受け、一昨年の4月1日から甲佐町農業委員会として様々な業務を行ってきているところです。その中でもですね、特に農地行政の適確な執行、あるいは2番目に農地利用のですね、最適化の推進を図ること等をですね、最重要な業務として位置付け活動を行ってきているところです。何度も申しておりますが、本年度は委員として3年目のですね、最終年を迎えます。より充実した農地利用の最適化の推進が図られるようですね、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えていますので、委員の皆様ですね、御協力をお願いいたします。具体的には、ただいま説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審議、農地法に基づき担い手への農地利用の集積・集約化の推進。さらに3つ目に農業者の将来の設計に役立てる農業者年金への加入推進、甲佐町の農業振興が図られるよう各種会合等への参加、農業委員最適化推進の資質向上を目指した研修会への参加などに取り組んでまいりたいと思います。特に、私冒頭で申し上げたと思いますが、皆さんそれぞれの地域に張り付いてもらっておりますので、特に無断転用、あるいはですね、耕作放棄地なり、それから遊休農地等ありましたら、常に目配り気配りをしていただきましてですね、皆さんの地域、必ずですね、農業委員が活動でですね、やっていただければですね、それがひいては甲佐町の農業の推進にもつ

ながるし、ひいてはそれが県、あるいは全国につながっていく、そのように思っておりますので、日頃のですね、我々の活動を地道にやって取り組んで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

皆様方から何か御意見はございませんか。

会 長 意見がなければですね、先ほど申しましたように、いろいろ意見ありましたらですね、事務局のほうへ電話でも何でも結構で何か御一報いただければと思います。

それでは意見がなければ、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について、私たちが活動する令和３年度のスケジュールといたしまして、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。それでは原案のとおり承認をいたします。

議題は全部、これで終わりますので、あとその他に。

事務局 はい。それでは、長時間にわたってお疲れさまでした。これで、令和３年度第１回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

8 番

9 番